

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療課長通知にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付「保医発第0305第1号」)の一部を改正し、下記の項目につき検体検査実施料が、平成24年4月1日より新規保険適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 「検査実施料」の新規収載

##### ● 実施料が新設された項目

検査項目名	保険点数
CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による)	10,000 点
CCR4タンパク(免疫染色組織標本による)	10,000 点
ALK融合遺伝子標本作製	6,520 点

##### ● 検査方法が追加された項目

検査項目名	保険点数
HER2遺伝子標本作製(CISH法)	2,700 点

### 実施料が新設された項目

検査項目名	保険点数	診療報酬点数区分	判断料	備考
CCR4タンパク (フローサイトメトリー法による)	4,000 点 + 6,000 点	「D006-4」 遺伝学的検査 + 「D023」 微生物核酸同定・定量 検査の「12」	血液 144 点	ア CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D23」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、区分番号「D006-4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。 イ CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)及びCCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があつて併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。
CCR4タンパク (免疫染色組織標本による)	4,000 点 + 6,000 点	「D006-4」 遺伝学的検査 + 「D023」 微生物核酸同定・定量 検査の「12」	備考参照	ア CCR4タンパク(免疫染色組織標本による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D23」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。
ALK融合遺伝子 標本作製	4,000 点 + 2,520 点	「D006-4」 遺伝学的検査 + 「D006-9」 WT1mRNA	備考参照	ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。 イ ALK融合遺伝子標本作製は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1mRNAの所定点数を併せて算定する。その際、「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1mRNAに係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用を算定する。

### 検査方法が追加された項目

検査項目名	保険点数	診療報酬点数区分	備考
HER2遺伝子標本作製 (CISH法)	2,700 点	「N005」 HER2遺伝子標本作製	(1) HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断するクロール抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法、SISH法又はCISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。 (2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。